

※第一次案をつくった時でも、市が病院へ介入したと、大きな反撥があったことでもこの点を理解できることと思います

◆ 市本庁との人事交流によって、士気の渋滞を防ぎ、人件費の高騰を防ぐことができます。このことも現状のままです。といわれるかも知れないが、他町とは勤務態様が異なるため、実際上不可能であります。

しかし、市立病院となれば、いずれも

同一勤務条件になるので人事交流がスムーズにできます。

◆ 向上するサービス面

市立病院になると、人手が不足になってサービスが悪くなるのではないかと、ともいわれます。

しかし、新計画では、あるものを廃止するのではなく、それを民間に委託することによって、よりよくしようとするものです。すでに委託してある清掃部門が

より安い経費で、従来よりも格段にきれいになっているのを見てもよくわかります。

以上が病院組合を解散して、市立病院を新設しようとする考え方の概要であります。

この構想に基づいて、3月中には、是非とも軌道にのせたいと考えておりますので、市民の皆さんのご協力を心からお願いいたします。

農地の被買収者給付金の請求は早めに

被買収者の給付金請求については、まえに説明会を開いたり、広報紙を通じて請求の勧奨をしてきましたが、該当者の方々は請求についての諸準備をすすめられていることと思います。

この請求期限は、昭和42年3月31日までになっておりますが、当市の事務処理計画もあり、給付金が一日も早く被買収者のお手もとに入ることを願っておりますので本年度内（41年3月31日）に請求を終られるよう希望します。

なお、さきに説明会を開いたのちに取扱いの方法が幾分変わったところや、疑問の点が明らかになったところなどがありますので、つぎのとおり、その大要を説明します。

① 共有地——当初から共有となっていたもの、被買収名義人が買収期日に死亡しているため遺産相続によって

共有となったもの等——については、各持分所有者から単独の請求ができることになりました。

この場合は、法定の持分（登記簿に登録されている持分、相続分による持分等）または、当事者の協議により持分を確認した持分による請求とになります。これには、持分を証明する書類として、戸籍の謄抄本や持分確認書などを添付しなければならないことになっています。

② 買収時に生存していた被買収者が昭和40年3月31日以前に死亡していた場合の遺族、同年4月1日以後の死亡による一般承継人（遺産相続人）については同意書をそえて、代表者が請求することになっておりますが、同意が得られない場合には請求権を有する者が連名で請求することができるよう

になりました。この場合、総代人選任届書を添付することになります。

③ 請求者が未成年者か、法律行為を禁じられている禁治産者、準禁治産者または、遠くく地居住者（外国居住者等）については代理人による請求ができることになりました。

この場合は代理権を証明する戸籍の謄抄本、家庭裁判所の財産管理人選任書などの添付が必要とされます。

④ 被買収面積の計算にあたっては、外畦畔を請求者の意志によって加えることができることになっております。その他、くわしいことについては農業委員会におたずねください。

なお、同意書、代理人選任届出書、連名請求の総代人選任届等の用紙は、給付金係に備えつけてありますのでご利用ください。

国民年金

保険料の未納者は 受給資格をそう失

国民年金の保険料を免除された人以外のすべての加入者はかならず保険料を納めなければならないこととなります。

保険料は、皆さんの便利を考え、納付書によって各銀行、各農協支所、市役所窓口などで納めることができますようにしています。

このようにして納められた保険料は、市役所の徴収課において国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけて検認されております。

ところで現在、保険料を納めるために使用している納付書は、ことしの4月いっぱいまで廃止になり、5月からは、国の納付書で納めることに法律が改正されました。そのため、4月分までの保険料は是非とも現在の納付書で納めなければなりませんし、もし、4月分までの保険料

を5月以降に納めるということになると手続きが非常にめんどろになります。

ですから今年度中の保険料は必ず4月まで納めるようにしてください。

保険料を納めることを忘れてたり、おくられて納めたりすると、受けられるはずであった障害年金や母子年金などの年金を受けられなくなりますので、4月末日までは必ず納めるようにいたしましょう。

路上への(雪)捨ては 危険です

降雪時になると毎年のことながら雪害による災害が多く発生します。交通事故火災による逃げおくれ死、路上への捨て雪による交通の妨げなど、数多くの災害が急激にふえるのもこの時期です。

とくに、道路上に雪を捨てることは、災害の発生時には消防自動車の運行に著しい支障を生じますので、道路には雪を捨てないようにしてください。

雪害から事故を

防ぐために

- 屋根には1メートル以上の積雪にならないよう、雪おろしは適時実施すること。
- 冬期には火災が発生しやすく、また、人命事故が多いので火災予防と避難口の確保については常に気をくばっておくこと。
- 老人、婦女子においては、避難口の設けられている附近に就寝するように心がけること。また、老人の方々にはなるべく二階に就寝させないようにすること。
- 自宅前の道路、水利附近の雪を排除し交通の便をはかること。排除した雪は空地などに投げ捨て、道路にはゼツタイ捨てないこと。
- 消火栓には積雪のため赤旗を立てて位置を示していますが、赤旗を折ったり取ったりしないようにし、もし折ったりしていた人がいたら注意して消防活動に協力しましょう。